

# 北陸圏域道路啓開計画策定協議会 規約(案)

## (名称)

第1条 本会は、「北陸圏域道路啓開計画策定協議会」(以下「協議会」という)と称する。

## (目的)

第2条 協議会は、北陸圏域(新潟県、富山県、石川県)における道路啓開について関係機関の連携・協力により強力かつ着実に推進していくことを目的とする。

## (協議事項)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議を行うものとする。

- (1)北陸圏域の道路啓開の優先順位や方策に関すること。
- (2)北陸圏域の道路啓開に関する情報共有及び情報提供に関すること。
- (3)北陸圏域の広域的な道路啓開の実施に関すること。
- (4)その他、前条の目的を達成するために必要な事項。

## (組織)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために各行政機関、各関係団体等をもって組織する。

- 2 協議会には会長を置くものとし、北陸地方整備局道路部長が務めるものとする。
- 3 会長が職務を遂行できない場合は、予め会長が指名する者が職務を代理する。
- 4 会長に事故があるときは、予め会長が指名する者がその職務を代行する。
- 5 協議会の構成は、別表のとおりとする。ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
- 6 協議会には、実務的な検討を行うための部会を各県単位で設けることとする。

## (事務局)

第5条 協議会の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

- 2 協議会の事務局は国土交通省北陸地方整備局道路部に置くものとする。

(規約の改正)

第6条 本規約の改正等は、協議会の協議により行うものとする。

(その他)

第7条 協議会は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するものであり、本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(附則)

第8条 本規約は、令和6年2月29日から施行する。

本改訂版は、令和6年3月27日から施行する。

## 北陸圏域道路啓開計画策定協議会 構成員名簿

機関	役職	備考
【道路管理者】		
北陸地方整備局	企画部長	
北陸地方整備局	道路部長	会長
北陸地方整備局	統括防災官	
新潟県	土木部長	
富山県	土木部長	
石川県	土木部長	
新潟市	土木部長	
東日本高速道路(株)新潟支社	道路事業部長	
中日本高速道路(株)金沢支社	高速道路事業部長	
【関係機関】		
関東管区警察局	広域調整部長	
中部管区警察局	総務監察・広域調整部長	
新潟県警本部	交通部長	
富山県警本部	交通部長	
石川県警本部	交通部長	
北関東防衛局	企画部長	
近畿中部防衛局	企画部長	
陸上自衛隊 中部方面総監部	防衛部長	
(一社)新潟県建設業協会	会長	
(一社)富山県建設業協会	会長	
(一社)石川県建設業協会	会長	
東北電力ネットワーク(株)新潟支社	総務広報部長	
北陸電力送配電(株)	総務・コンプライアンス推進部長	
東日本電信電話(株)埼玉事業部新潟支店	設備部長	
西日本電信電話(株)北陸支店	設備部長	